

議案第67号

鹿児島県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県職員等の旅費に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「3月」を「鹿児島県」に、「特別の定」を「特別の定め」に、「外」を「ほか、」に改める。

第2条第1項第1号中「職員にあつてはその住所又は居所」を「場合又は知事若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第5号中「若しくはその扶養親族又は」を「又はその」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第6号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「又は」を「、又は」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「ため」を「ための」に、「当該職員」を「、当該職員」に改め、同項第2号中「ため」を「ための」に改め、同条第3項中「依り」を「より」に、「場合には」を「ときは」に、「同項の規定による」を「、同項の規定による」に改め、同条第4項中「及び」を「、」に、「旅費」を「、旅費」に改め、同条第5項中「外、法令に特別の定」を「ほか、他の条例に特別の定め」に、「、その他」を「その他」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 第1項、第2項及び前2項の規定による旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第7項中「まで」及び「交通機関の事故又は」を削り、「知事が」を「規則で」に、「一部」を「一部」に、「次に掲げる金額を、」を「規則で定める金額を」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「知事又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に、「旅行命令等」を「この条及び次条において「旅行命令等」に改め、同項第2号中「又は第5項」を削り、同条第2項中「電信電話及び」を「電信、電話、」に、「且つ」を「、かつ、」に改め、同条第3項中「を変更（取消を含む。以下同じ）する」を「の変更をする」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基き、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改める。

第5条の見出し中「従はない」を「従わない」に改め、同条第1項中「因り」を「より」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「同じ」を「同じ。」に改め、同条第2項中「いとまのない」を「いとまがない」に、「従はないで」を「従わないで」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「により」を「による」に、「従はないで」を「従わないで」に、「支給」を「の支給」に改める。

第6条を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章で定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「方法によつて」を「方法により」に改め、同条を第6条とし、同条の前に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第7条 在勤公署又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

第8条から第13条までを削る。

第14条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費」を「、その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条を第8条とする。

第15条を削る。

第2章を次のように改める。

## 第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目及び内容)

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行諸雑費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

2 特別の必要がある場合は、前項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは次に規定する運賃の額とする。

(1) 運賃の等級を2階級又は3階級に区分する船舶による県内旅行の場合には、上級の運賃。ただし、当該上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その

最下級の運賃とする。

(2) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による県外旅行の場合には、中級の運賃。ただし、当該中級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その最上級の運賃とする。

(3) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による県外旅行の場合には、上級の運賃。ただし、当該上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その最上級の運賃とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に規定する移動に直接要する費用のうち、旅行者が旅行命令権者の承認を受けて私有車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車又は同条第3項に規定する原動機付自転車）で知事が定めるものをいう。次項及び第18条第1項において同じ。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、1キロメートルにつき25円を乗じて得た額とする。

3 前項の路程は、当該旅行につき私有車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行諸雑費)

第14条 旅行諸雑費は、旅行に要する諸雑費とし、その額は、旅行中の日数に応じ、1日当たり200円とする。ただし、在勤公署から半径2キロメートル未満の地域への旅行の場合には、支給しない。

2 旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に規則で定める種類の経費を負担した場合は、前項の規定にかかわらず、規則で定める額を旅行諸雑費として支給する。

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1の表に規定する職務の級が10級以下の国家公務員の宿泊費基準額の例により算定した額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第3の1の表に規定する国家公務員の宿泊手当の例により算定した額とする。

(転居費)

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第20条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができないやむを得ない事情があると知事が認めるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は私有車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が

運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

- 2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として知事が定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。
- 4 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤公署の変更に伴う旅行については、職員のために県が設置した宿舍への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。ただし、同一市町村内の本土と離島及び離島と離島の間における在勤公署の変更に伴う旅行については、この限りでない。

（着後滞在費）

第19条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5日分を限度として、赴任後自ら居住するための住宅（貸間及び県が設置した宿舍を含む。）に入居した日までの日数に係る旅行諸雑費並びに5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第20条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第10条から第13条までの規定による交通費、旅行諸雑費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第30条第1項中「、公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他」を「県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には」に、「こえて」を「超えた旅費又は通常必要としない」に、「こえる」を「超える」に、「について旅費の全部又は一部」を「又はその必要としない部分の旅費」に改め、同条第2項中「この条例」の次に「又は旅費に関する他の条例」を加え、同条を第26条とし、第3章中同条の前に次の5条を加える。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係る次に掲げるものとする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項各号の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項各号に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 知事は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げるものとする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第7号に掲げる順位により、同順位者がある場合には年長者を先にする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、この条例で定める額の範囲内で、その都度知事が定めるものとする。

(外国旅行の旅費)

第24条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づく国家公務員の外国旅行の旅費を基準として知事が定める。

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（旅行諸雑費及び宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（旅行諸雑費及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支

給額は、当該各種目について第15条、第16条、第18条、第19条及び第20条第1項各号並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第31条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第28条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第32条を削り、第33条を第29条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(知事及び副知事の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和22年鹿児島県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「宿泊料、食卓料及び移転料の額並びに」を「宿泊費及び」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

1 宿泊費

区 分	宿 泊 費（1夜につき）
知 事	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「旅費支給規程」という。）別表第2の1の表に規定する内閣総理大臣等の宿泊費基準額に相当する額
副知事	旅費支給規程別表第2の1の表に規定する指定職職員等の宿泊費基準額に相当する額

2 外国旅行に係る旅費

区 分	旅 費 額
知 事	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）第1条第2項第1号に規定する内閣総理大臣等の旅費に相当する額
副知事	旅費法施行令第1条第2項第2号に規定する指定職職員等の旅費に相当する額

(鹿児島県学校職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 鹿児島県学校職員の旅費に関する条例(昭和32年鹿児島県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第7項, 第4条第1項, 第15条, 第30条第2項, 第32条及び第33条」を「第2条第1号, 第13条第2項, 第18条第1項第1号及び第2項, 第21条第3項, 第23条, 第24条, 第26条第2項並びに第29条」に, 「第26条第2号」を「第18条第4項及び第19条」に改める。

(鹿児島県警察職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 鹿児島県警察職員の旅費に関する条例(平成16年鹿児島県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第7項, 第4条第1項, 第15条, 第30条第2項及び第32条」を「第2条第1号, 第13条第2項, 第18条第1項第1号及び第2項, 第21条第3項, 第23条, 第24条並びに第26条第2項」に, 「第33条」を「第29条」に改める。

第3条中「第20条第1項第1号」を「第14条第1項」に, 「県内旅行の場合の旅行諸雑費」を「旅行諸雑費のうち県内旅行に係るものについて」に改める。

第5条を削り, 第6条を第5条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鹿児島県職員等の旅費に関する条例(以下この項から附則第6項までにおいて「新条例」という。)の規定は, この条例の施行の日(以下この項, 次項及び附則第4項において「施行日」という。)以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し, 施行日前に改正前の鹿児島県職員等の旅費に関する条例(以下この項及び附則第5項において「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については, なお従前の例による。ただし, 施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し, かつ, 施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については, 新条例の規定は, 当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し, 当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については, なお従前の例による。

3 施行日以後に完了する赴任に伴う旅費については, 前項の規定にかかわらず, 新条例の規定を適用する。

4 新条例第3条第2項の規定は, 施行日以後に退職, 免職, 失職, 停職若しくは休職(以下

この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

5 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

6 新条例第28条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(委任)

7 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、任命権者又は公安委員会が定める。

(提案理由)

本県職員の旅費の見直し等に伴い、所要の改正をしようとするものである。